

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合個人情報保護法施行細則

令和5年3月31日

規則第1号

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合個人情報保護法施行条例(令和5年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第2条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(単票)(様式第1号)によるものとする。

(開示請求書等)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

2 令第22条第3項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第3号)によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第4条 法第82条の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第5条 条例第2条第2項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第6号)によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第6条 条例第3条の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第7号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第7条 管理者は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、第三者意見照会書（様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、第三者意見照会書（様式第11号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第12号）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（様式第13号）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第9条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条及び第11条第1項第3号において同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴又は用紙に出力したものの（写真等を表示する画像データに限る。）の閲覧

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの又は用紙に出力したものの（写真等を表示する画像データに限る。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

（開示の実施方法等の申出）

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第14号）によるものとする。

（写しの作成その他の交付に要する費用）

第11条 条例第4条に規定する費用は、次の表のとおりとする。ただし、写しの作成又は送付に特別の経費を要するときは、その実費相当額とする。

(1) 写しの作成に要する費用 日本産業規格 A3 判まで1枚当たり 白黒 10円、
カラー50円

(2) 写しの送付に要する費用 送料実費相当額

(3) 光ディスクその他の電磁的記録媒体により複製を作成する場合の費用 当該複製に要する実費相当額

2 前項の費用は、写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

（写しの送付に要する費用の納付方法）

第12条 令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法又は郵便料金に相当する額を納付する方法とする。

（訂正請求書等）

第13条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第15号）によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、

委任状（様式第 16 号）によるものとする。

（訂正決定等に係る通知）

第 14 条 法第 93 条の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 93 条第 1 項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第 17 号）

(2) 法第 93 条第 2 項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第 18 号）

（訂正決定等の期限の延長に係る通知）

第 15 条 法第 94 条第 2 項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第 19 号）によるものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第 16 条 法第 95 条の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 20 号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続等）

第 17 条 管理者は、法第 96 条第 1 項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第 21 号）を交付するものとする。

2 法第 96 条第 1 項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第 22 号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 18 条 法第 97 条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第 23 号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第 19 条 法第 99 条第 1 項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 24 号）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報法第 98 条第 1 項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第 29 条において準用する令第 22 条第 3 項の規定により、代理人が利用停止

請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第 25 号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第 20 条 法第 101 条の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 101 条第 1 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 26 号）

(2) 法第 101 条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 27 号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第 21 条 法第 102 条第 2 項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第 28 号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第 22 条 法第 103 条の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 29 号）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第 23 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（様式第 30 号）によるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）管理者

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 県央寮における開示の実施を希望する。
<実施の方法> 閲覧 写しの交付
 その他(_____)

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

様式第3号（第3条関係）（その1）

委任状

（個人情報に係る開示請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏 _____ 名
(※)
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置を講じてください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の

前 30 日以内に作成されたものに限り、) を添付する。

② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

(※) ①の措置を講ずる場合は実印を押印し、②の措置を講ずる場合は本人が手書き又は記名押印をしてください。

様式第3号（第3条関係）（その2）

委任状

（特定個人情報に係る開示請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏 _____ 名
(※)
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置を講じてください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の

前 30 日以内に作成されたものに限ります。) を添付する。

② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

(※) ①の措置を講ずる場合は実印を押印し、②の措置を講ずる場合は本人が手書き又は記名押印をしてください。

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟

地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示する保有個人情報の組合における利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 県央寮における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付の場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
※ 県央寮において開示文書を閲覧する、又は開示文書の写しの交付を受ける場合は、この通知書を持参してください。

本件連絡先 担当者名 電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

様

管理者

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月

以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

本件連絡先 担当者名 電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合個人情報保護法施行条例（令
和5年条例第1号）第2条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限
を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

様

管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合個人情報保護法施行条例（令
和5年条例第1号）第3条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長
することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第3条の規定（開 示決定等の期限の特 例）を適用する理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開 示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期 限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

本件連絡先
担当者名
電話番号

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報開示請求事案移送書

様

管理者

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 85 条第 1 項の規定により、次のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報開示請求事案移送通知書

様

管理者

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当者名： 所在地： 電話番号：

本件連絡先 担当者名 電話番号

様式第 10 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

第三者意見照会書
（法第 86 条第 1 項関係）

様

管理者

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有 個人情報 の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有 個人情報 に含まれて いる（あなた、貴社 等）に関する情報の 内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

本件連絡先 担当者名 電話番号

第 号
年 月 日

第三者意見照会書
（法第 86 条第 2 項関係）

様

管理者

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 86 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)

開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いる（あなた、貴社 等）に関する情報の 内容	
意見書の提出先	(連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

本件連絡先 担当者名 電話番号

様式第 12 号（第 8 条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）管理者

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、
次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第 号
年 月 日

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

様

管理者

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月

以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

本件連絡先 担当者名 電話番号

様式第 14 号（第 10 条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

（宛先）管理者

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 3 項の規定により、次のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの 交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部

)	()
--	---	---	---

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 (有 : 同封する郵便切手等の額 円)
無

様式第 15 号（第 13 条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先）管理者

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 91 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

委任状

（個人情報に係る訂正請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏 _____ 名
(※)
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置を講じてください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

(※) ①の措置を講ずる場合は実印を押印し、②の措置を講ずる場合は本人が手書き又は記名押印をしてください。

委任状

（特定個人情報に係る訂正請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏 _____ 名
(※)
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置を講じてください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

(※) ①の措置を講ずる場合は実印を押印し、②の措置を講ずる場合は本人が手書き又は記名押印をしてください。

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 1 項の規定に
より、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備考	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月

以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

本件連絡先 担当者名 電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

様

管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月

以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

本件連絡先 担当者名 電話番号

様式第 19 号（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様

管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 94 条第 2 項の規定に
より、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

様

管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 95 条の規定により、
次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
法第 95 条の規定（訂 正決定等の期限の特 例）を適用する理由	
訂正決定等をする期 限	年 月 日

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正請求事案移送書

様

管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 96 条第 1 項の規定に
より、次のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： （ 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ ）
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

本件連絡先
担当者名
電話番号

様式第 22 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

様

管理者

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 96 条第 1 項の規定に
より、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行わ
れます。

記

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関 の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

様

管理者

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

本件連絡先
担当者名
電話番号

様式第 24 号（第 19 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）管理者

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

TEL

()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 99 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> _____ の _____ (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 <u>(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</u> ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

様式第 25 号（その 1）（第 19 条関係）

委任状

（個人情報に係る利用停止請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏名 _____ (※)
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置を講じてください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
- (※) ①の措置を講ずる場合は実印を押印し、②の措置を講ずる場合は本人が手書き又は記名押印をしてください。

委任状

（特定個人情報に係る利用停止請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏名 _____ (※)
連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置を講じてください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
 - ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
- (※) ①の措置を講ずる場合は実印を押印し、②の措置を講ずる場合は本人

が手書き又は記名押印をしてください。

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月

以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

本件連絡先 担当者名 電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

様

管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法

の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（被告を代表する者は管理者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合にはこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

本件連絡先 担当者名 電話番号

様式第 28 号 (第 21 条関係)

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様

管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

様

管理者

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

本件連絡先
担当者名
電話番号

第 号
年 月 日

諮問通知書

様

管理者

年 月 日付けの管理者に対する審査請求について、次のとおり三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合行政不服審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

本件連絡先
担当者名
電話番号